設例3-1:

条件緩和の内容:金利減免、元本支払い繰延べ 基礎となるシナリオを設定し、そこからのデフォルトを想定した場合の計算例 5年間及びそれ以降の累積デフォルト率を30%と見積もる場合

基本(約定スケジュール)

前提条件			
契約元本	:	10,000	百万円
担保評価額	:	4,000	百万円
非保全部分	:	6,000	百万円
年間返済額	:	1,000	百万円
当初約定金利(加重平均	:	3.0%	
緩和後約定金利	:	2.0%	
デフォルト時の非保全 部分からの回収率	:	5.0%	

	+ (M3/C/1/2 = 70)							
		X1年	X2年	X3年	X4年	X5年	残債	
		3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	7%1貝	
返済計画	元本			1,000	1,000	1,000	7,000	
	利息	200	200	200	180	160		
当初約定利子率に基づく現在価値係数		1.03	(1.03)	(1.03)	(1.03)	(1.03)	(1.03)	

元本返済はX2年まで据置と仮定(年度末払い)

利払いは毎年1回後払い(年度末払い)と仮定

再建計画が条件緩和後5年間(X5年まで)あるものと仮定

再建計画完了後のX5年末には、その時点での債務者区分に応じて適切な条件で再設定される

(単位:百万円)

(単位:百万円)

		X1年	X2年	X3年	X4年	X5年	残債	
	元本			1,000	1,000	1,000	7,000	
	利息	200	200	200	180	160		
	残債のキャッシュ・フロー ()	<u></u> 1)					6,650	
	計	200	200	1,200	1,180	1,160	6,650	(a)
	発生確率 (注3)	95%	90%	85%	80%	75%	70%	(b)
	発生確率考慮後の元利払いの 場合のキャッシュ・フロー	190	180	1,020	944	870	4,655	(c)=(a)*(b)
デフォル ト後の	非保全部分からの回収 (汪 4)	300	300	300	250	200	150	
	担保処分	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
キャッ	計	4,300	4,300	4,300	4,250	4,200	4,150	(d)
	発生確率 (注3)	5%	5%	5%	5%	5%	5%	(e)
2)	発生確率考慮後のデフォルト の場合のキャッシュ・フロー	215	215	215	213	210	208	(f)=(d)*(e)
キャッシ	′ュ・フローの合計	405	395	1,235	1,157	1,080	4,863	(g) = (C)+(f)
当初約定	2利子率に基づく現在価値係数	1.03	(1.03)	(1.03)	(1.03)	(1.03) ⁵	(1.03)	(h)
回収キャ	ッシュ・フローの現在価値	393	372	1,130	1,028	932	4,194	(i)=(g)/(h)
現在価値	<u></u>						8,049	

債権評価額		8,049 (j)
貸倒引当額	(k)=契約元本-(j)	1,951 (k)
貸倒引当率	(I)=(k)÷契約元本	20% (I)

注1: 残債のキャッシュ・フローの見積りに当たっては、債務者区分の信用リスク等に応じて、見積りを行う。ここでは、その一方法として、債務者区分並びに行内格付けに応じた予想損失率を参考に計算している。すなわち、「残債の元本残高×(1 - 予想損失率)」とし、ここでは予想損失率を仮に5%としている。

注2: 元利払いできなかった場合のシナリオとして、ここではデフォルトした場合のキャッシュ・フローを想定している。デフォルトの定義 については、ここでは「破綻懸念先以下となる場合」を想定している。(デフォルトは、別の定義をする場合もある。また、シナリオ として倒産する場合を想定し倒産確率を用いる場合もある。)

注3: 約定スケジュールどおりに回収可能な元利金の割合を年度別に推測するために、過去の実績に基づき、デフォルト率を以下のように設 デーキー 累積デフォルト率は以下のとおりである。

1年度:5%、2年度:10%、3年度:15%、4年度:20%、5年度:25%、5年度以降:30%

上記の累積デフォルト率より、各年度ごとの限界デフォルト率は、以下のとおりである。

1年度:5%、2年度:5%、3年度:5%、4年度:5%、5年度:5%、5年度以降:5%

注4: 担保以外のキャッシュ・フローとして、担保処分以外の残余財産の分配等を検討するに当たり、元本残高の非保全部分に対してデフォルト時の非保全部分からの回収率を乗ずる方法を用いて見積もっている。